

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
午前9時02分 開会	局長	皆さんおはようございます。 定刻となりましたので、ただ今から、平成28年第5回農業委員会総会を始めさせていただきます。
	会長	あいさつをする。
	局長	本日は、傍聴人の方がお見えでございますので、よろしくお願いいたします。 なお、傍聴人に申し上げます。お手元の「傍聴人心得」を良くお読みいただき、傍聴くださいますよう、よろしくお願いいたします。
	局長	現在の出席委員は17名でございます。 農業委員会会議規則に基づきまして、古武会長に議長をお願いいたします。
	議長	現在出席委員17名であり定足数に達しておりますので、これから第5回総会を開会いたします。
議事録署名委員 の指名	議長	議事録署名委員に渡邊委員、大高委員の両委員を指名いたします。
日程第1 議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達 の意見について	議長	日程第1 議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について を議題といたします。 事務局から、内容説明をいたさせます。
	事務局	議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見につきまして、ご説明いたします。今回案件は3件でございましたが、番号2につきまして、取下願が提出されましたので、案件は2件となります。 番号2につきましては、削除をお願いいたします。 番号1につきましては、譲受人が、譲渡人から、売買により所有権を移転し、住宅敷として転用するための申請です。 譲受人につきましては、現在、市外の賃貸住宅にて生活しておりますが、手狭であり、将来家族が増えることを考え、住宅を建築したいと考えたことから、今回、申請がなされたものです。
	事務局	番号3につきましては、譲受人が、譲渡人から、売買により所有権を移転し、住宅敷として転用するための申請です。 譲受人につきましては、現在、市外の賃貸住宅にて生活しておりますが、子供の誕生に伴い家具などが増え手狭となったため、自分たちの家を建築したいと考えたことから、今回、申請がなされたものです。
	議長	説明が終了しました。これより、番号1、3の現地確認の報告を各委員をお願いいたします。
	関根委員	番号1について、5月20日に現地確認を行った。申請地は農地として利用されており、違反等はされておらず、10ha以上の集団農地には該当しない。 また、周辺は、すでに宅地等として利用がされており、今後、市街化として発展が見込まれる地域です。 なお、転用の理由等は事務局説明のとおりです。 そのため、転用についてはやむを得ないものと判断したが、皆様の審議をお願いしたい。
	関山委員	番号3について、現地確認を行った。現地案内図をご覧ください。転用の理由等は事務局説明のとおりです。申請地は藤野医院から約150m、東小学校まで約200m、新白岡駅まで約2500mほどのところに位置しており、10ha以上の集団農地には該当しない。 また、申請地は農地として利用されており、違反等はされておらず、周辺は、宅地利用がされており、今後、市街化の見込まれる地域と判断したことから、転用についてはやむを得ないものと判断したが、皆様の審議をお願いしたい。

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
	議長	報告が終了しました。これよりご意見・ご質疑等をお伺いします。ご意見・ご質疑等ございましたらお願いいたします。
		〔質疑なしという声あり〕
	議長	質疑なしと認めます。
	議長	お諮りします。本案については、地区担当農業委員からの報告、転用理由、申請地が含まれる区域の農地性及び市街化の状況等から判断し、転用は、やむを得ないものと認め、許可相当の意見を付して県へ進達することでご異議ございませんか。
		〔異議なしという声あり〕
	議長	異議なしと認めます。よって議案第１０号については、原案のとおり決定します。
午前９時１０分 議事終了	議長	以上をもちまして、議事を終了いたします。
協議報告事項１ 農地法第４条第１ 項第７号の転用 届出に関する専 決処分について	議長	引き続き協議報告会を開催いたします。 協議報告事項１、農地法第４条第１項第７号の規定による転用届出に対する専決処分について、協議報告事項２、農地法第５条第１項第６号の規定による転用届出に対する専決処分について を事務局から説明をいたさせます。
	事務局	協議報告事項１ 農地法第４条第１項第７号の転用届出に関する専決処分について でございますが、今回、報告は２件でございます。 番号１、２につきましては、住宅のための転用です。
協議報告事項２ 農地法第５条第１ 項第６号の転用 届出に関する専 決処分について	事務局	協議報告事項２ 農地法第５条第１項第６号の転用届出に関する専決処分について でございますが、今回、報告は２件でございます。 番号１につきましては、住宅のための転用です。 番号２から４につきましては、分譲住宅のための転用です。 番号５につきましては、店舗のための転用です。
	議長	説明が終了いたしました。これよりご意見・ご質疑等お伺いします。ご意見・ご質疑等ございましたらお願いいたします。
		〔質疑等なしという声あり〕
	議長	質疑なしと認めます。
協議報告事項３ その他 について	議長	続きまして、協議報告事項３ その他 に移ります。 事務局から内容説明をいたさせます。
	事務局	協議報告事項３ その他 についてでございますが、 ○農政対策委員会（建議）協議内容の報告について 竹内委員からの報告。
		○農地パトロール結果報告書の提出について 提出がまだの方は総会後に提出していただきたい。
		○来月の農地改良現地パトロールについて ５／２９の週は小竹委員グループ、６／５の週は大高委員のグループ、６／１２の週は荒井委員のグループ、６／１９の週は大久保委員のグループ、６／２６の週は渡邊委員のグループです。 それぞれの区域の担当者の方は、総会後などにおきまして、日程調整をお願いいたします。
		○来月総会 ・６月２４日（金）午前９時 ・議事録署名委員の渡邊委員、大高委員の両委員は来月印鑑をお願いします。
	議長	説明が終了いたしました。これよりご意見・ご質疑等お伺いします。ご意見・ご質疑等ございましたらお願いいたします。
		〔質疑なしという声あり〕
	議長	内容説明が終了いたしました。全体を通しましてご意見・ご質疑等ございませんか。

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
	白石委員	遊休農地の件で、農地を所有している高齢者の方から、息子さんなどが耕作をしてくれないので、借りてくれる方など紹介してくれないかとの相談を受けている。 農業委員の皆さんは、どのような対応をとっているか伺いたい。
	議長	まずは、事務局の考えを伺う。
	局長	市内全体で、後継者不足となっている。 農地中間管理機構などを利用する場合もあるが、現在は借り手がないと利用ができない状態である。 畑の場合は、借りたいという方はいる。ただし、田の場合には、難しい状況である。 多面的支払交付金という制度がある。協議会を組織していただき、農地維持を行う場合には、田んぼで1反あたり、3000円の補助金がでる。組合を作っていただき、組合内部で農地を維持管理していただければと考えている。 青年就業給付金という制度もある。農業所得が250万円以下の場合には、150万円の給付金が支給される制度である。白岡にも利用している方がいるが、その方たちも現在耕作している農地で手一杯の状況である。 市に相談があった場合には、情報提供はできると思う。
	関根委員	白石委員のおっしゃっていた件について、自分も相談を受けている。いろいろと説明していただいたが、言うことは簡単であるが、実行するのは難しいと思っているので、農業委員会のほうで協議していただければと思う。
	事務局	農協の方、農業委員の方に協力していただいて、市外で農業を営んでいる集団の方々に、寺塚の農地を借りていただけることとなった。 基本的には農業委員の方で、地元で動いていただいて、貸し手・借り手のつながりを作っていただければと思っている。 ただ、地元で無理な場合には、事務局に御相談いただければ、借りたいと相談があった組織などを、農業委員の方にお伝えさせていただき、農業委員の方で貸し手・借り手の間の取り持ちをしていただければと思っている。 また、今後、制度改正もあるため、先ほどのような内容については、推進委員の方を中心にさせていただくことになると思う。
	井上委員	今後、個人の農家がやっていくのは難しいと思う。 組合についても、現役世代が高齢化しているため、難しいと思う。そのため、若手育成、農業をやっている集団への依頼などの方法になってくると思うが、集団についての情報などを個人が集めることは難しいので、公の方で収集等していただければと思う。 別件になるが、篠津北東部の農家の方から、複数の業者が開発などの話に来ていたとの相談を受けている。 農業委員会事務局のほうで把握しているか伺いたい。
	局長	昨年からケーティー農産が窓口に来て、対応していることは伺っている。 しかし、民間企業が個人のお宅を訪問して、色々な話をしていることに役所が入れるかについては、難しいと考えている。 また、他の企業も動いているとの話は伺っている。
	井上委員	農業委員会事務局の方でも、企業と個人の間の契約の話しであるから介入ができないと言われてしまうと、農家の方は困ってしまう。企業の情報などを個人では調べるのが難しい。

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
	事務局	ケーティー農産については窓口に来られて、内容については伺っています。 また、会社の信用性など考えることが必要かと思いますが、市民の方にお伝えすることはできないと思います。会社についての調査はしています。 もう一社については、市の政策部門も交えて、事情聴取を行いました。農用地区域であること、市の開発検討区域であること、大規模開発の場合には県等と協議しなければならない旨なども伝えていきます。それを理解されたうえで営業活動をされる話ですので、営業活動を阻害するような関与はできないと考えている。 ただし、農家の方から相談があれば、いつ会社ができたなど基本的な情報をお伝えさせていただいている。 市全体で連携して、情報把握等に努めておりますので、よろしくお願いしたい。
	井上委員	農振農用地区域であるため、原則農地転用が認められない地域であると思う。 また、計画的開発検討区域とされているように、計画的でなければ認められないため、今後農地として利用されていくと考えている。 ただ、現地を農地として管理するのは難しいと思うが、事務局としての考え・対策があれば伺いたい。
	事務局	農業委員会としては、農地を守る立場です。 耕作ができずに草などが生えている農地については、中間管理機構を利用するなどの方策はあるかと思いますが、篠津北東部については違反で放置されている農地がありますので、その農地に税金などの公費などを利用して、公的機関が介入すべきではないと考えています。 ただ、そのまま良いとは思っていない。是正をさせて、所有者の方に負担を負っていただく必要になってくると思う。方法については検討しているところです。
	井上委員	現状を見て、難しいと思っている。 篠津北東部の不耕作地の件で、所有者の方を訪問したが、非農家・不在地主の方ばかりであった。 その人たちに農地として管理するように、お願いするのは難しいと思う。 何とかしたいと思う。
	議長	農業委員会は農地を守る立場がはっきりしていますが、農地を守りながら、白岡の発展をさせるにはどうしたらいいか、農業委員の皆さんも含め議論しなければならないと思う。 また、白岡の農業を守るために農業委員の皆さんの御協力をお願いする。
午前9時55分 総会終了	議長	質疑もないようなので、以上をもちまして、本日の総会を閉会といたします。